

避難所における共通ルール 1/2

災害時避難所では、大勢の人と共同生活を送ることになります。プライバシーの確保が難しいなど、不自由なことがたくさんありますが、互いに協力しあい、譲り合うことが大切です。

- 避難所のルールはだれが決めるの？
（基本的なことは平時に地域で決めておきつつ、）地域防災リーダーや自主防災組織のメンバーなどの皆さんが中心となって避難所運営委員会を開き、生活のルールや役割分担を決めます。
- 生活のルールや役割を守りましょう
避難所運営委員会で決めたルールや役割をみんなで守り、“自分たちのことは自分たちで”を基本に協力して生活しましょう。



✚ 周りの方への心配りをしましょう

✚ 水が出ないときは
原則として、必要な飲料水は自宅から災害時避難所まで持ち出すようにしましょう。



避難所で必ず行うこと

- 1 家族の名前や住所を登録する
- 2 介助や医療の必要な方は申し出る
- 3 起床、就寝時間を守る
- 4 持病のある方は申し出る
- 5 ごみはルールに従い分別する
- 6 飲酒・喫煙はルールに従うこと
- 7 自宅を留守にする場合は鍵をかける
- 8 その他避難所運営委員会で定められたルールを守る



避難所における共通ルール 2/2

✚ 食べ物

原則として、必要な食べ物は自宅から災害時避難所まで持ち出すようにしましょう。

✚ 生活関連物資は

原則として、毛布などの生活必需品は自宅から災害時避難所まで持ち出すようにしましょう。

✚ 物資を持ち出せない場合は

災害時避難所にも飲料水等の物資を備蓄しています。但し、数量は限られているので、身の危険が無い範囲で、必ず自宅から持ち出すように努めてください。

✚ ペットも家族

ペット同行避難のルールを確認しましょう。ルールが無い場合は、避難所運営委員会で協議して決定します。



✚ 避難所はいつまで？

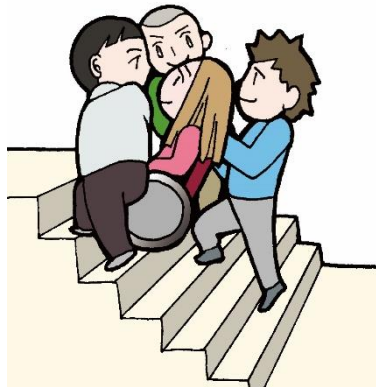
避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。

要配慮者への心配り～避難行動要支援者への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がいのある人など、**避難をするのに支援を要する人**です。また、避難所でもさまざまな配慮が必要な人がいます。

要配慮者

妊産婦、乳幼児
日本語が分からない外国人など



避難行動要支援者

移動が困難
薬や医療装置が常に必要
日常生活で介助が必要
情報入手や発信が困難
精神的に著しく不安定な状態をきたす
急激な状況の変化に対応が困難
言語、文化、生活習慣への配慮が必要

災害発生時には避難行動要支援者を安全な場所に誘導したり、避難場所での生活を支援することが必要です。

避難行動要支援者の支援者として、家族、隣近所の人、地域の人、民生委員、ボランティアなどまわりの人が、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、ふだんから支援体制の確保等について取り組むことが必要です。

要配慮者への心配り～避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者の 避難支援計画



(大阪市避難行動要支援者避難支援計画)

(1) 避難行動要支援者の避難支援計画

災害時は見守りネットワーク事業の避難行動要支援者名簿を活用し、安否確認及び避難支援を行う。

(2) 避難所における支援

災害時避難所で避難生活が困難な場合は、災害時避難所に福祉避難室の設置をし、誘導する。

(3) 避難行動要支援者情報の更新

(4) 関係機関等との連携

災害時避難所福祉避難室での生活が困難な場合は、区本部（都島区役所）と連携し、福祉避難所に避難誘導を行う。